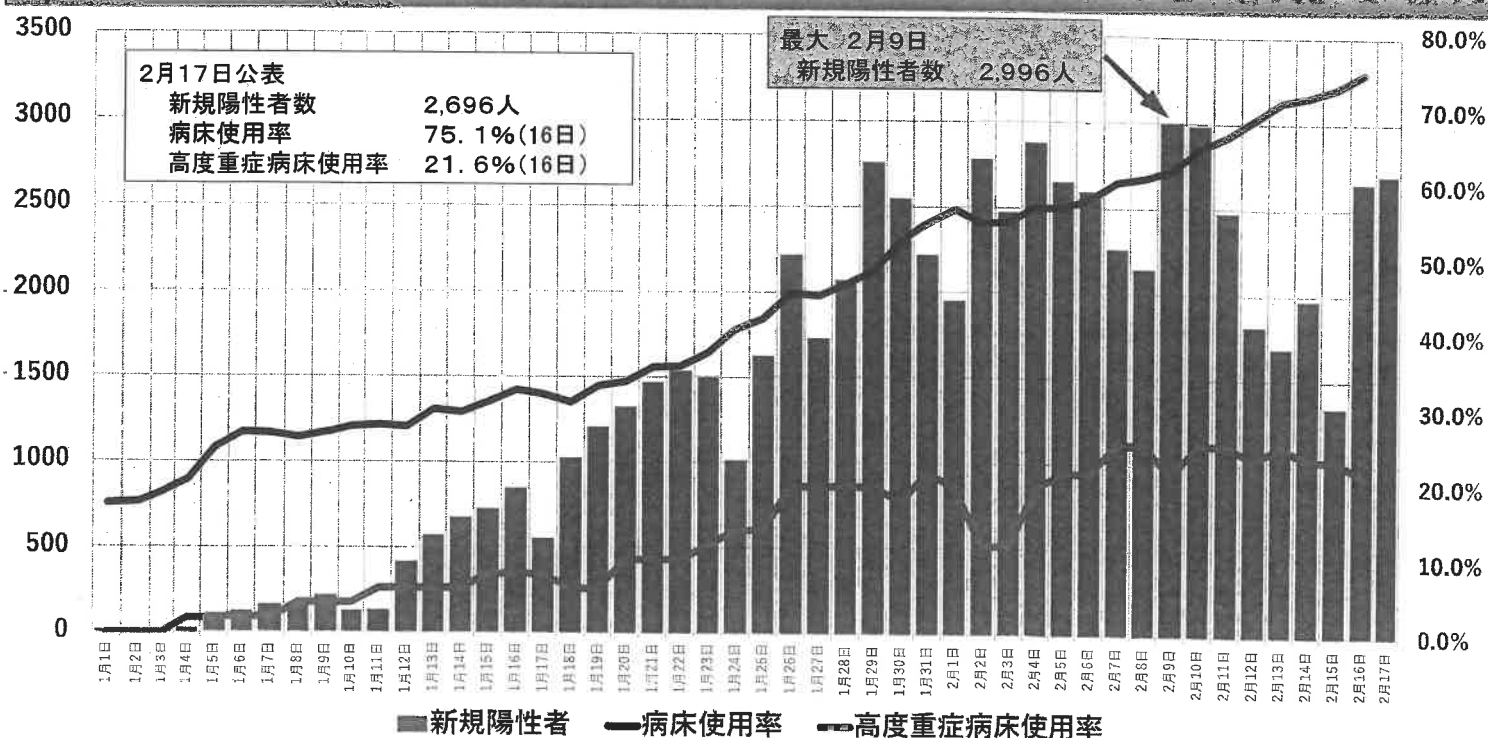




感染状況等を踏まえた今後の対応

令和4年2月18日 京都府知事 西脇 隆俊

新規陽性者数と病床使用率の推移



まん延防止等重点措置の延長

期間	令和4年2月21日（月）0時から 3月6日（日）24時まで （現在：令和4年1月27日（木）0時から2月20日（日）24時まで）
区域	京都府全域
内容	（1）府民・事業者への行動に対する要請 ① 基本的な感染防止 ② リスクを低減する行動を ③ 社会機能を継続するために （2）事業者への営業時間短縮、人数制限等に対する要請 ① 飲食店等の営業時間短縮等 ② 飲食店等以外の施設への要請 ③ 催し物（イベント等）開催にかかる人数制限等

継続

追加

オミクロン株の特徴を踏まえた学校等の感染防止対策

オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止対策

重点的な取組

学校等

保育所等

高齢者施設等

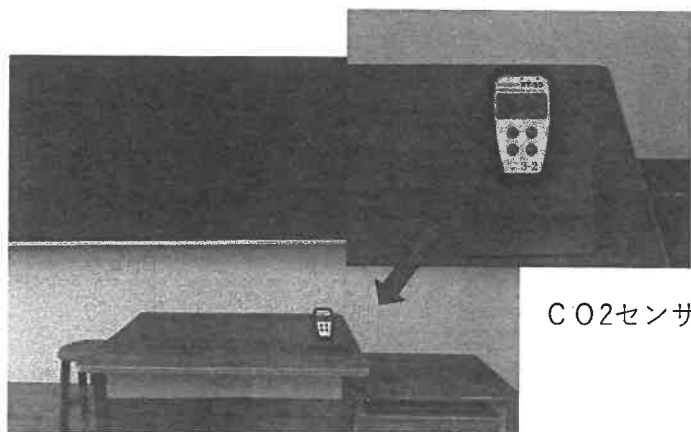
学校等における対策

- ◆ 感染対策を再点検し、必要に応じて強化すること
- ◆ 合唱や実習等の特に感染リスクが高い教育活動は実施を控えること
- ◆ 時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態を実施すること
- ◆ 卒業式は開催方法を工夫する等、感染防止対策を徹底すること
- ◆ 春休み期間中における感染リスクが高い行動を控えるよう注意喚起をすること

学校等への支援

各学校の感染防止対策を支援

(例) 消毒の実施、透明カーテン・サーキュレーター・
CO₂センサーの設置、手洗い場の自動水栓化



CO₂センサー

(対象)
府立学校、私立小・中・高等学校

保育所等における対策

- ◆ 感染対策を再点検し、必要に応じて強化すること
- ◆ 感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分けるなど、感染を広げない形での保育の実践を行うこと
- ◆ 保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛すること

保育所等への支援

保育所等の感染防止対策を支援

(例) 遊具等のこまめな消毒の実施、
マスクや手袋交換の徹底、陰性確認のための検査



(対象)
保育所、認定こども園、幼稚園、
地域型保育事業所、認可外保育施設、
放課後児童クラブ

高齢者施設等における対策

- ◆ 感染対策を再点検し、必要に応じて強化すること
- ◆ 施設内の感染拡大の発生を防ぐために、従事者等に対する検査を行うこと
- ◆ レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底すること
- ◆ 面会者からの感染を防ぐため、オンライン等による面会の実施を基本とすること
- ◆ 通所施設において、導線の分離など、感染対策をさらに徹底すること

高齢者施設等への支援

- 高齢者施設等の感染防止対策を支援
(例) 消毒の実施、衛生用品の購入、マンパワーを活用するための緊急雇用
- 高齢者施設等従事者の週1回の集中検査
- 感染専門医、救急医、感染専門看護師で構成する施設内感染専門サポートチームの派遣

施設内感染専門サポートチーム
が施設職員を支援



入院療養体制の強化

更なる受入病床を拡充

●オミクロン株による高齢者を中心とした感染者に対応するため、更なる受入病床を拡充

確保病床（2月1日）	
病院数	49病院
病床数	762床
重症病床	171床
高度重症病床	51床
中等症病床	475床
軽症・無症状病床	116床
入院待機ステーション (臨時の医療施設)	110床
合 計	872床



2月18日	拡 充
50病院	1病院
794床	32床
171床	
51床	
485床	10床
138床	22床
110床	
904床	32床

※他に妊婦等配慮を要する方の専用病床20床

ワクチン接種の推進

3回目接種対象者全員分のワクチンを確保

3回目接種のさらなる加速

- ・接種券の早期発行を市町村に要請
- ・十分な供給のもと、集団接種日程等の拡大を要請

ワクチンの供給予定（R4.2.15国通知）

接種ワクチン	ファイザー	モデルナ	合計
3回目接種 対象者数	約157万人 (84%)	約30万人 (16%)	約187万人
京都府への 供給合計	101.9万人分 (48%)	110.0万人分 (52%)	211.9万人分

学校・幼稚園・保育園教職員等への3回目接種の推進

警察職員に引き続き、京都府接種会場も活用し、接種を推進

京都タワー会場を1,000人/日→1,300人/日に拡充

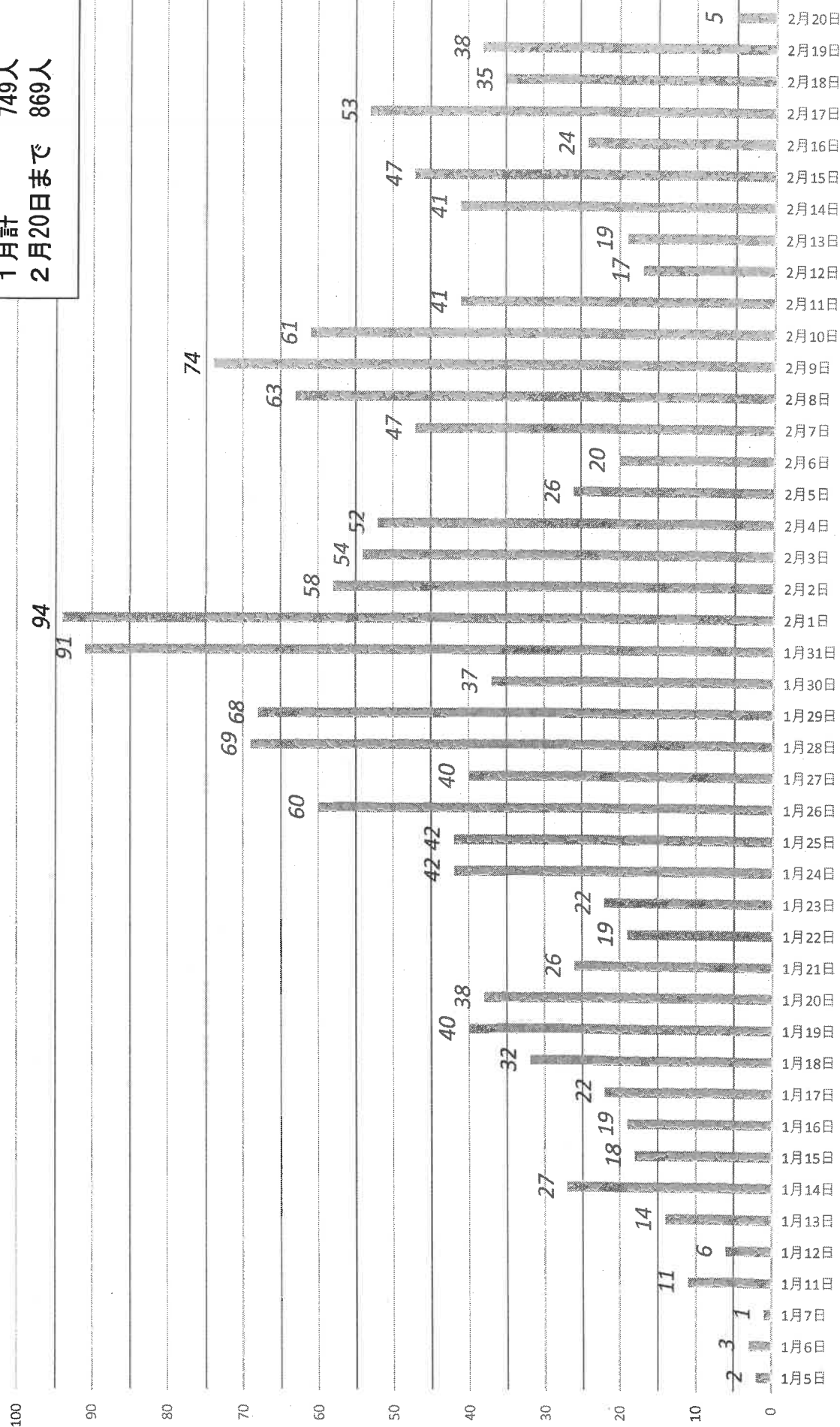
子どもの安心・安全に向けた接種の推進

小児（5歳～11歳）へのワクチン接種の開始

- ・対象人口（府内約14.5万人）の8割分が4月末までに供給予定
- ・保護者が正しい知識のもと接種を判断できるよう、効果や安全性の情報を発信
- ・問診や介助にあたる医療従事者を派遣し、小児接種に必要な体制整備を支援

府立学校【児童生徒】陽性者グラフ

1月計 749人
2月20日まで 869人



■総計

各府立学校長 様

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三

新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症に係る京都府におけるまん延防止等重点措置期間が令和 4 年 3 月 6 日（日）まで延長されることとなりました。

この間、オミクロン株の急速な拡大に伴い、全国的に 10 代以下の感染者数が急増していることから、これまでのデルタ株と比べ感染性・伝播性が高いといったオミクロン株の特性を踏まえた感染拡大防止対策を引き続き徹底していく必要があります。

ついては、2 月 21 日（月）から 3 月 6 日（日）までの期間、下記に留意の上、適切な対応をお願いします。ただし、本日以降、可能なものから速やかに対応してください。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は、別途通知します。

記

1 通学等について

各学校の通学実態や地域の感染状況を踏まえ、引き続き、通学時や校内での密を避ける工夫を行うこと。

2 学校教育活動の制限について

- (1) 感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動（学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～（2021. 11. 22 Ver. 7（2021. 12. 10 一部修正））（以下「衛生管理マニュアル」という。）P50）は実施しないこと。
- (2) 学校外の者が参加して行われる校内での活動（発表会、公開授業、交流授業、授業参観など）は実施しないこと。ただし、外部講師による授業や講演は実施を可とする。
- (3) 校内外での他校生との交流は実施しないこと。
- (4) 校外での教育活動（校外実習、フィールドワーク、野外活動、遠足、団体鑑賞、発表会など）は実施しないこと。ただし、教育課程内の活動（授業・学校行事等）で、不特定多数の人と接触しない、活動場所が近隣であるなど、感染リスクが極めて低いと判断できる場合であって、かつ、指導計画上、活動内容、実施時期の変更ができない場合は、実施を可とする。

なお、日常の授業等で使用している近隣の施設等については校内と見なす。

- (5) 宿泊を伴う教育活動は実施しないこと。

(6) 部活動について

ア 制限等

- (ア) 参加者 自校生徒のみとする。(※1)
- (イ) 活動場所 校内に限る。(※2)
- (ウ) 活動時間 2時間以内(※3)
- (エ) 他府県交流 禁止
- (オ) 宿泊 禁止(※4)
- (カ) 大会参加 公式な全国・近畿大会及びそれに繋がる大会は制限しない。(※5)

※1 ①指導者は原則顧問とするが、外部人材を活用する際は、慎重に判断するとともに、教職員と同様の感染対策を徹底すること。

②大会等に合同チームで参加する場合は、必要最低限の機会に限り、合同チームでの活動を認める。

※2 活動拠点が校内になく、校外施設のみの場合は、当該施設を校内とみなす。ただし、移動に当たっては感染防止に十分留意すること。

※3 活動時間とは、準備運動から整理運動までを指す。

※4 公式大会の参加に当たり、競技開始時刻等を考慮して必要となる場合は、宿泊施設の感染予防対策等を確認の上、宿泊を認める。ただし、対象とする生徒や泊数等を最小限に留めるとともに、保護者の同意を得ること。

※5 ①高等学校体育連盟や競技団体、文化関係連盟等が主催する大会・発表会等

②大会参加に当たっては、開催地域の感染状況、各自治体の対応方針等及び主催者による感染予防対策を確認の上、判断するとともに、主催者が指示する感染防止対策等の遵守を徹底すること。

イ 留意事項等

(ア) 「府立学校の部活動における感染防止対策について」(令和3年6月25日付け保健体育課長・高校教育課長・特別支援教育課長事務連絡)による「各競技等の活動や行動等」に留意するとともに、競技団体等が示すガイドライン等を踏まえること。

(イ) 練習内容については、なるべく個人での活動や少人数で実施するなど、部活動に起因する濃厚接触と思われる生徒が特定されたり、集団での感染が発生することのないよう十分に工夫すること。なお、ア-(カ)の大会へ出場する場合に限り、事故防止等の観点から、飛沫感染や接触感染のリスクを伴う活動(組み合わせることが主体となる活動、身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動、室内で生徒が近距離で行う合唱・管楽器演奏)を行ってもよいが、感染防止対策を十分に講じた上で、最小限に留めること。

(ウ) 部室や更衣室等で密になりやすい場所は、使用ルールを明確にし、遵守させること。(マスクの着用はもとより、大人数が密集することがないように、分散利用や速やかな行動、会話や飲食を控えるなど感染拡大防止に係る行動の徹底)

(エ) 日々の健康観察の記録の徹底及び活動前の体調確認を行うとともに、自校参加者に係る健康観察の書類等の保管は、1ヶ月以上とする。

(オ) 発熱・咳・倦怠感などの症状を認めた場合は、絶対に参加をしないことを繰り返し指導すること。

(カ) 活動への参加に当たっては、保護者の理解を得た上で、無理をさせることがな

いよう特に配慮すること。

- (キ) 体育館や音楽室等、大人数が同一施設を同時に使用しないように活動時間や場所を割り振る工夫を徹底すること。
- (ク) 活動中等のやむを得ない場合を除いては、登下校時も含めてマスクを着用するとともに、特に部活動終了後は、速やかに下校、帰宅することとし、帰宅後の感染防止の徹底についても繰り返し指導すること。

3 臨時休業について

感染者の発生状況や濃厚接触等による自宅待機児童生徒の数などにより、学校の全部又は一部（学級単位・学年単位・学部単位）を臨時休業とする場合がある。その対応については、府教育委員会と協議を行う。

4 オンラインを活用した学習について

濃厚接触等による自宅待機児童生徒の増加や臨時休業を想定し、オンラインを活用した学習が実施できるようにすること。

- (例)・濃厚接触等による自宅待機生徒に対して授業の様子を配信したり、授業を録画して送付したりする。
 - ・授業内容の解説動画を作成し配信する。
 - ・課題の配布・回収・解説・質疑をオンラインで行う。
 - ・同時双方向のオンライン授業を行う。

5 感染防止対策の徹底等について

(1) 感染症対策の徹底について

- ア マスクの着用や3密の回避、手洗いの励行など、基本的な感染症対策を徹底するよう指導すること。なお、マスクの着用については、衛生管理マニュアルP40で示すように適切に指導すること。
- イ 食事は向かい合わずに静かにとること、食後は速やかにマスクを着用すること、下校途中等に飲食しないことを繰り返し指導すること。
- ウ 不要不急の外出や友人等との会食、公共交通機関内での会話を避けるなど、感染拡大防止の意識を強く持って行動するよう指導すること。
- エ 児童生徒に発熱等の風邪の症状等がある場合は、登校させないことを徹底すること。同居の家族に同様の症状等がある場合は、登校させないことをあらかじめ説明し、遵守させること。この場合、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置をとることとなる。
- オ 学年集会等を実施する場合は、身体的距離を1 m以上確保するとともに、こまめな換気を実施し、入退場時の密集を回避すること。
- カ 児童生徒や保護者との面談においては、アクリル板等で飛沫を遮へいた上でマスクを着用するなど、感染防止対策を徹底すること。

(2) 保護者への連絡体制

学校から保護者に一斉連絡が必要な場合や、休日に緊急連絡が必要な場合、万一臨時休業になった場合を想定し、確実に連絡が取れる手段と体制を確立すること。

(3) 新型コロナワクチン接種について

- ア ワクチン接種の感染予防の効果と副反応のリスク等、正しい知識に基づいた上で、

接種を検討するように指導すること。なお、16歳未満の児童生徒へ予防接種を行うに当たっては保護者の同意が必要である。

イ 児童生徒のワクチン接種に係る対応には十分配慮すること。例えば、接種の有無を他の児童生徒がいる場で確認するなどの指導は行わない。

6 卒業式の実施について

(1) 感染拡大防止の措置

ア 風邪の症状等のある方は参加しないよう徹底すること。

イ 参加者のマスクの着用を徹底するとともに、会場の出入口等にアルコール消毒薬の設置を行うこと。

ウ 会場の換気をこまめに実施すること。

(2) 開催方式の工夫

ア 式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること。

イ 参加人数を抑えること。

例：在校生の参加を最小限とする。（送辞を担当する児童生徒のみ等）

保護者の参加を最小限又は別会場とする。

ウ 参加者間のスペースをできる限り確保すること。

エ 来賓の参列は行わないこととする。

(3) 卒業式後について

ア 在校生等による「卒業生を送る会」等を行う場合は、飲食を控えるなど、できるだけ簡素化して実施すること。

イ 保護者の教室への入室は御遠慮いただくか、多人数が同一場所に集まらないよう配慮すること。

7 特別支援学校独自に必要な対応について

(1) スクールバス

過密化を回避し、環境衛生を良好に保つとともに、運行時はこまめな換気を実施すること。

(2) 給食

食事の前後の手洗いの徹底、席の配置の工夫、大声での会話を控える、食事後の歓談時におけるマスクの着用などの対応を行うこと。

また、教職員が児童生徒の食事の介助等を行う場合は、マスクを着用するとともに、介助中は自身の喫食をしないなどの感染防止対策を徹底すること。

(3) 職場実習等

延期又は中止とすること。ただし、高等部卒業年次生の就労に関わる実習については、実施時期や方法等を検討の上、実施する場合は、受け入れ先の企業と生徒・保護者等の職場実習の実施の意向を確認し、三者間で合意を得た上で、感染防止対策を徹底すること。

(4) 医療的ケア等を必要とする児童生徒

医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等により重症化するリスクが高い児童生徒等の登校については、地域の感染状況等を踏まえ、主治医や保護者等と連携を密にし、個別に判断すること。

(5) 寄宿舍

寄宿舍での活動における3密を避け、手洗いや咳エチケットの徹底、消毒設備の設置、多数の者が触れる場所の定期的な消毒、定期的な換気、マスクの着用などにより、環境衛生管理を徹底すること。

居室について、2人以上の共用としている場合は、十分な距離をとり、間に仕切りをするなどとともに、咳エチケット徹底と近距離での大声での会話を避けること。

児童生徒の朝夕の検温等の健康観察を行うなど、健康管理を徹底すること。

(6) その他

部活動以外の教育活動における学級・学年・学部間の交流等はできる限り避けること。

8 人権上の配慮について

- (1) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、身体的な理由や様々な理由によって、ワクチンを接種することができない人や接種を望まない人がいることを踏まえ、新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方及びその家族等に対してだけでなく、新型コロナワクチン接種の有無により、偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないよう指導を徹底すること。
- (2) 不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう指導を徹底すること。
- (3) いじめへの不安や家庭環境の変化等による心理的なストレスを抱える児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、関係機関による支援に確実につなげる等、児童生徒に適切に対応すること。

9 教職員の勤務等について

(1) 教職員に対する新型コロナワクチン接種について

希望する教職員のワクチン接種が円滑に進むよう配慮すること。

とりわけ、追加接種（3回目の接種）については、令和4年2月9日付け事務連絡「教職員の新型コロナワクチンの追加接種について」の趣旨も踏まえ、早期の接種が進むよう配慮すること。

(2) 教職員の時差出勤について

児童生徒の学びの保障のための執行体制確保を前提として、引き続き、教職員の健康に配慮しつつ、時差出勤等を適切に活用する等、可能な範囲で勤務の工夫を図るとともに、職場における感染防止の取組を徹底すること。

(3) 教職員の勤務について

府民に対し要請されている感染拡大を抑制するための行動について、教職員に徹底すること。

①基本的な感染防止

（特措法第24条第9項）

- ・正しいマスクの着用、こまめな手洗い、外出先での手指消毒設備の活用
- ・人と人との距離（1メートル以上）を確保し、大声での会話を控えること

- ・室内では適切な温度と湿度を保ちながら、こまめな換気による空気の入れ換えを行うこと

②リスクを低減する行動を

(特措法第24条第9項)

- ・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛すること
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること
- ・感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受診すること

(特措法第31条の6第2項)

- ・営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと

(特措法によらない働きかけ)

- ・不要不急の都道府県間の移動は極力控えるとともに、移動先でも基本的な感染防止対策を徹底すること
- ・発症・重症化予防に効果があるとされるワクチン接種を希望する方は積極的に接種すること
- ・ワクチン接種を希望する人が、気兼ねなく接種に行ける環境を職場や学校で整えること
- ・高齢者や基礎疾患のある方及びこれらの方と日常的に接する方は、感染リスクの高い場面・場所への外出は避けること
- ・高齢者や基礎疾患のある方は、いつも会う人と少人数で会うなど、慎重に行動すること

また、「新型コロナウイルス感染に係る教職員の感染予防・防止対策等の徹底について」（令和3年4月2日付け2教企第104号の32）で示した取組事項（飲食時における「きょうとマナー」の徹底・確認等）を引き続き徹底すること。

(4) 教職員の感染疑いがある場合等の報告について

感染した教職員が勤務した場合は、児童生徒や他の教職員に感染し、学級閉鎖等を余儀なくされることもあることから、所属教職員が休みやすい環境をつくとともに、体調が良くない者（発熱、咳、全身の倦怠感、のどの痛み、鼻づまり等）は休務し、医療機関を受診するよう徹底すること。また、教職員自身の体調だけではなく、同居家族の体調が悪い場合についても、休務するよう徹底すること。

週休日・休日も含め、次のとおり体調の確認や報告を徹底すること。

【体調の確認や報告の徹底】

- 1 毎朝、体温測定を行うなど体調を確認し、発熱等の風邪症状がある場合には、遅滞なく管理職に報告すること。また、自身が濃厚接触者とされた場合やPCR検査を受けることが分かった場合も同様であること。
- 2 同居親族に同様の症状がある場合についても、自身の体調変化に十分注意すること。
- 3 校内の陽性者が判明した場合には、管理職が行う陽性者との接触状況に係る調査において、接触状況は校内・校外を問わず管理職に申告するほか、接触の不安のある場合も管理職に相談するなど、学校における感染拡大防止の措置のために行う調査に協力するよう徹底すること。

(5) 会議等における感染防止について

会議等に新型コロナウイルス感染症の患者が出席していた場合、同席者が接触者に特定され、結果として、学校体制が確保できず、長期の学校休業を実施せざるを得ないなど、学校運営に大きな支障を来す場合がある。

については、「会議等における新型コロナウイルス感染症の感染防止について」（令和3年4月22日付け教職員企画課長事務連絡）に添付した資料も参考にし、会議等を行う場合の感染防止を徹底すること。

(6) 事務職員の校内サテライト（分散）勤務実施について

事務職員の感染判明時に、陽性者や濃厚接触者の出勤停止措置により事務室機能が停止することを避けるため、「事務職員の校内サテライト（分散）勤務実施について」（令和4年1月14日付け教職員企画課長事務連絡）に記載した実施例を参考に、各学校の実情にあわせて可能な限り校内サテライト（分散）勤務に取り組むこと。

10 その他

上記の内容は、今後の感染状況に応じて変更することがある。

※関係通知文

- ・『『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の変更について』（令和4年2月15日付け4教保第157号教育長通知）
- ・「教職員の新型コロナワクチンの追加接種について」（令和4年2月9日付け教職員企画課長事務連絡）
- ・「事務職員の校内サテライト（分散）勤務実施について」（令和4年1月17日付け教職員企画課長事務連絡）
- ・「新型コロナウイルスの懸念される変異株、オミクロン株に対応した学校における感染症対策に係る留意事項について」（令和4年1月7日付け4教保第39号教育長通知）
- ・「『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.11.22 Ver.7）」の一部修正について」（令和3年12月13日付け3教保第1119号教育長通知）
- ・「『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について」（令和3年11月24日付け3教保第1065号教育長通知）
- ・「新たな『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の決定について」（令和3年11月22日付け3教保第1062号教育長通知）
- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年9月29日付け3教保第912号教育長通知）
- ・「府立学校における児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインについて」（令和3年8月31日付け3教総第512号教育長通知）
- ・「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」（令和3年8月23日付け3教保第818号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の対応について」（令和3年7月30日付け3教総第456号教育長通知）
- ・「府立学校の部活動における感染防止対策について」（令和3年6月25日付け保健体育課長・高校教育課長・特別支援教育課長事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒・教職員の感染予防・防止対策等の徹底について」（令和3年5月19日付け3教総第314号教育長通知）
- ・「会議等における新型コロナウイルス感染症の感染防止について」（令和3年4月22日付け教職員企画課長事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染に係る教職員の感染予防・防止対策等の徹底について（令和3年4月2日付け2教企第104号の32教育長通知）」
- ・「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料について」（令和3年3月30日付け3教保第260号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症感染防止に係る体育・保健体育授業及び運動部活動の留意事項の更新について」（令和2年9月10日付け保健体育課長事務連絡）

担当	総務企画課（本通知及びその他の事項）	075-414-5751
	教職員企画課（教職員の服務及び健康管理）	075-414-5813
	学校教育課（小中学校に關すること）	075-414-5831
	特別支援教育課（特別支援學校に關すること）	075-414-5834
	高校教育課（高等学校に關すること）	075-414-5846
	保健体育課（児童生徒の健康管理、部活動に關すること）	075-414-5861
	社会教育課（PTAに關すること）	075-414-5882